

【各基本施策のページの見方】

基本構想の「目指すまちのイメージ」に対応した『施策の大綱』を表しています。

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(1) 魅力的な都市空間の形成



基本施策と関連するSDGsのゴールを表しています。

施策の大綱内で各分野に分類する『基本施策』を表しています。

基本施策の各施策を推進することで、誰がどのように状態になることを目指していくのかを表しています。

目指す姿

市民が、魅力的な都市空間のもと、都市機能を効率的・効果的に利活用し、安全で快適に暮らしています。

現状と課題

後期基本計画の策定に当たり、本市を取り巻く『現状』の分析と、今後を見通した『課題』を整理しています。

- 本市は、古くより交通の要衝として発展し、新名神高速道路の強化や鈴鹿亀山道路の都市計画決定、リニア中央新幹線の延伸がますます高まっています。一方、市内においては、都市機能の向上を図るため、その重要な役割を担う駅前高塚線等の都市計画道路の整備の必要性も大きくなっています。持続的に発展するためには、こうした将来的な都市形成に影響を与える様々な動向等を踏まえつつ、本市の都市づくりを進めていくことが重要です。
- 市北東部を中心に宅地造成等による人口増が進行し市街地の拡散が進む中、都市拠点における求心力を高めるため、郊外における開発抑制に向けた手法の検討を進めています。今後も既存の都市機能やインフラ等を生かしたコンパクトで効率的な都市づくりを進めていくことが重要です。
- 本市では、JR亀山駅・井田川駅・関駅の3駅を中心に、様々な都市機能が集積し都市拠点が形成されています。こうした中、JR亀山駅周辺地域においては、中心的都市拠点としてのにぎわい再生と都市機能を高めるため、市街地再開発組合と連携してJR亀山駅周辺の再生に取り組んでいます。今後はこれらの取り組みを礎として、中心的市街地の活性化を図るとともに、他の都市拠点においても、拠点性の再生に向けた取り組みが求められます。
- 本市は、東海道を中心に市街地が形成され、当時の城下町や宿場町の姿が継承されており、これらの歴史的まちなみの維持、継承等による地域の特色を生かした景観は、都市形成上、重要な役割を担っています。今後も歴史的まちなみを生かした魅力的なまちづくりを進めることが重要です。
- 近年、小規模な宅地開発の増加により、小規模な公園・緑地が増加する一方、既存の都市公園については老朽化が顕著となっています。市民が憩いの場や健康づくりの場として利用できるよう、施設の老朽化対策や安全対策を講じるとともに、多様な主体と連携した維持管理を進めていく必要があります。

【関連図表】
現状と課題の内容を表す代表的な数値等を図表にしています。

■土地利用状況（平成30年度）

（単位：ha）

	宅地				非宅地			合計
	住居系	商業系	工業系	小計	農地	山林・原野・その他	小計	
都市計画区域	624.03	83.50	433.08	1,140.61	1,455.91	3,850.48	5,306.39	6,447.00
用途指定地域	277.01	41.90	283.06	601.97	89.91	457.52	547.43	1,149.40
用途指定地域外	347.02	41.60	150.02	538.64	1,366.00	3,392.96	4,758.96	5,297.60

（資料：都市整備課）

施策の方向

基本施策を推進する施策の方向を表しています。

①計画的な土地利用の推進

- ◆交通の要衝として、広域交通網の強みを生かした計画的な都市づくりを推進します。
- ◆持続可能な都市構造とするため、コンパクトプラスネットワーク*1による都市づくりを推進し、都市施設や居住等の適切な誘導を図ります。
- ◆医療・福祉、子育て、商業、教育、文化、観光等の都市機能について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と集約化を推進します。
- ◆適正な都市形成や土地利用の動向等を踏まえ、都市計画道路の整備促進や用途地域等の見直しを進めます。

②活力ある市街地の形成

- ◆中心的都市拠点であるJR亀山駅周辺におけるにぎわいづくりにあわせ、商業・観光等の誘発事業を促進するとともに、周辺施設の整備を進めます。
- ◆JR亀山駅・関駅・井田川駅を中心とする拠点への都市機能の誘導を図るため、既存の都市基盤や各地域の特性を生かした市街地の整備・再生を促進します。
- ◆都市拠点周辺の既成市街地の空洞化を防止するため、まちなかへの居住誘導を促進します。
- ◆市街地等において、地籍の明確化を進めることにより、土地利用を促進します。
- ◆市街地における快適性と回遊性の向上を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりや憩いの場としての道路空間の確保を推進します。

施策の方向を推進するための個別施策を表しています。

③安らぎのある都市の形成

- ◆歴史的まちなみの維持・継承等による地域の特色を活かした景観形成を図ることにより、魅力的でやさしい安らぎのある、絵になるまちの都市形成を推進します。
- ◆都市公園において、子どもから高齢者までが憩いの場や健康づくりの場等として安心して利用できるよう、施設機能の充実を図るとともに、計画的な維持管理に努めます。また、身近な憩いの場として愛着の持てる公園・緑地を目指し、地域住民や企業等様々な担い手の参画による公園・緑地の管理を促進します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
新たに指定した用途地域の地区数（累計）	—	4地区 (令和7年度末現在)
新たに指定した景観形成重点・推進地区の地区数（累計）	—	2地区 (令和7年度末現在)

基本施策の推進状況を把握するため、施策の推進状況の一側面を見るための指標として設定しています。

*1 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。